

標題

MARPOL 73/78 ANNEX VI (船舶からの大気汚染防止のための規則)における SO_x 排出規制海域について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0654

発行日 2006年4月13日

各位

2005年2月3日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0620 及び 2005年4月20日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0627 にてお知らせしておりますように、MARPOL ANNEX VI(以下、ANNEX VI と呼びます。)では SO_x 排出規制海域(SO_x Emission Control Areas:以下、SECA と呼びます。)が定められており、SECA におきましては、一般海域と比較してより厳しい SO_x 排出規制が課せられます。一部の海域(バルティック海海域)におきましては、2006年5月19日より本規制が開始されますので、本テクニカル・インフォメーションでは関連する内容についてご連絡致します。

SECA における要件は、ANNEX VIの第14規則に規定されています。以下にその概略を示します。

1. SECA に指定されている海域

現時点では、バルティック海海域及び北海海域が、SECA として指定されています。なお、これらの海域の定義は、MARPOL ANNEX I 第10規則(1)(b)及び ANNEX V 第5規則(1)(f)にそれぞれ記述されています。

2. 規制開始時期

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) バルティック海海域 | :2006年5月19日より開始 |
| (2) 北海海域 | :2007年11月22日より開始 |

3. 規制内容

SECA 内では、船上で使用する全ての燃料油の硫黄分濃度が 1.5%_{m/m}*以下であること、又は、承認された排ガス洗浄装置を用いて船舶からの硫黄酸化物の総排出量を 6.0g/kWh 以下とすることが要求されています。

前者において、通常使用する燃料油**から低硫黄燃料油に切替えることにより要件を満足する場合、燃料油の混合により硫黄分濃度が 1.5%_{m/m} を超えないよう、SECA に入る前に十分な時間をかけて燃料油の切り替えを行う必要があります。また、燃料油切り替えが完了した時点の日時、船舶の位置及び各タンクの低硫黄燃料油の量をログブックに記録することが要求されています。

燃料油の切替え手段につきましては、規則上の設備要件はありませんが、切替え手順を示す手順書を船上に備える必要があります。なお、通常使用する燃料油用と低硫黄燃料油用の独立したタンク、配管を持たない場合には、燃料油を完全に切替えるために燃料消費量等を考慮した切替え手順が必要となりますのでご注意ください。

* 硫黄分濃度の単位%_{m/m} は質量%を表します。

** SECA 以外の海域では、硫黄分濃度が 4.5%_{m/m} 以下であることが要求されています。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

排ガス洗浄装置につきましては、IMO 決議 MEPC.130(53)にて承認のための指針が示されております。

4. 今後の規制について

今後、特定の海域が新たに SECA に指定される場合、SECA を指定する ANNEX VI の改正が発効した 12 ヶ月後より規制が開始されます。具体的な海域の指定がなされた場合には、別途 ClassNK テクニカル・インフォメーションにてご連絡致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp